

重 要 事 項 説 明 書

1 指定訪問看護サービスを提供する事業者について

事業者名称	株式会社 Steps
代表者氏名	木澤 清行
本社所在地 電話番号等	兵庫県神戸市兵庫区西上橋通 1 丁目 1-23 ヴィラ神戸Ⅱ101 号室
法人設立年月日	平成 27 年 11 月 2 日

2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	リハビリ訪問看護ステーション薔
介護保険指定 事業者番号	2860590310
事業所所在地	兵庫県神戸市兵庫区西上橋通 1 丁目 1-23 ヴィラ神戸Ⅱ101 号室
連絡先者 管理者	078-599-7990 水谷 憲子
事業所の通常の 事業の実施地域	神戸市

(2) 事業の目的

株式会社 Steps が設置するリハビリ訪問看護ステーション薔（以下「事業所」という）において実施する指定訪問看護事業（以下「事業」という）の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、要介護（要支援を含む）状態の利用者の立場に立った適切な指定訪問看護の提供を確保することを目的とします。

(3) 事業の運営方針

事業所が実施する事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限り居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持改善に努めます。また、利用者の要介護（要支援を含む）状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その療養上の目標を設定し、計画的に行うものとします。

(4) 営業日及び営業時間等

営 業 日	月曜日～日曜日
営 業 時 間	午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分

(5) 職員体制と職務内容

職 種	職 務 内 容	人 員
管理者	業務全般にわたる指導及び管理	常 勤 1 名
看護師 准看護師	訪問看護サービスの提供	常 勤 8 名 非常勤 ____ 名 常 勤 ____ 名 非常勤 ____ 名
理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	訪問看護サービス(リハビリ)の提供	常 勤 8 名 非常勤 2 名 常 勤 2 名 非常勤 ____ 名 常 勤 ____ 名 非常勤 ____ 名
事務職員	事務業務	常 勤 1 名

3 サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要支援・要介護認定の有無及び要支援・要介護認定の有効期間）を確認いたします。
- (2) 主治医の指示ならびに利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて「訪問看護計画」を作成し、利用者又は家族にその内容を説明いたします。
- (3) 理学療法士等が訪問看護を提供している利用者については、利用者に実施した看護（看護業務の一環としてのリハビリテーションを含む）の情報を看護職員と理学療法士等が共有するとともに、訪問看護計画書および訪問看護報告書について、連携して作成しなければならない。
これらの書類の作成に当たり、訪問看護サービスの利用開始時や利用者の状態の変化等に合わせた定期的な看護職員による訪問を実施し、利用者の状態について適切に評価を行うとともに、理学療法士等による訪問看護はその訪問看護が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものであり、看護職員の代わりに訪問させて頂くことをご了承ください。
* 看護職員による定期訪問についてもサービス利用料金が発生致します。

- (4) サービスの提供は「訪問看護計画」に基づいて行います。なお、「訪問看護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。
- (5) サービスの提供終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業者へ情報の提供を行うものとします。
- (6) サービスの質向上のため、サービス提供によって得られた情報を分析し、学会発表等に使用することがあります。その際は、個人が特定できる情報は除外します。

4 提供するサービスの内容

(1) サービスの内容

訪問看護計画に基づき、訪問看護を提供します。

1. 病状、障害、心身の状況の観察
2. 療養生活の指導
3. 療養生活上の必要な看護援助
4. 服薬の管理
5. 創傷や褥瘡の処置・予防
6. 医療機器の管理、操作援助、指導
7. その他医師の指示による診療の補助業務
8. リハビリテーション
9. ターミナルケア
10. 認知症の方への看護
11. ご家族への支援
12. 社会資源の活用相談

(2) 看護職員等の禁止行為

看護職員等はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

1. 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
2. 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
3. 利用者の同居家族に対するサービス提供
4. 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
5. 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為
(利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く)
6. その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

5 提供するサービスの利用料と利用者負担額

《介護保険対象の方》

介護保険(介護予防含む)からの訪問看護サービスを利用する場合は、自己負担額は原則として介護保険負担割合証に基づき決定します。ただし、介護保険の給付範囲を超えたサービスの利用については、全額自己負担となります。

また、生活保護や特定疾患等の受給者の方は公費負担が適応となり、負担が軽減される場合があります。

■ 1回毎の訪問看護料

訪問時間		単位数	費用	利用者負担	
看護師	20分未満 要支援	302単位	3,274円	1割	327円
				2割	655円
				3割	982円
	20分未満 要介護	313単位	3,393円	1割	339円
				2割	679円
				3割	1018円
	30分未満 要支援	450単位	4,878円	1割	488円
				2割	976円
				3割	1463円
	30分未満 要介護	470単位	5,094円	1割	509円
				2割	1019円
				3割	1528円
	30～60分未満 要支援	792単位	8,585円	1割	859円
				2割	1717円
				3割	2576円
	30～60分 未満 要介護	821単位	8,900円	1割	890円
				2割	1780円
				3割	2670円
理学療法士等	60～90分未満 要支援	1087単位	11,783円	1割	1178円
				2割	2357円
				3割	3535円
	60～90分未満 要介護	1125単位	12,195円	1割	1220円
				2割	2439円
				3割	3659円
	40分 要支援	566単位	6,135円	1割	614円
				2割	1227円
				3割	1841円
	40分 要介護	586単位	6,352円	1割	635円
				2割	1270円
				3割	1906円
	60分 要介護	791単位	8,574円	1割	857円
				2割	1715円
				3割	2572円

- ・利用負担は月毎の会計になります。
- ・利用者の負担は、介護保険負担割合証に基づきます。
- ・看護師の20分未満訪問は、週1回以上20分以上のサービスを実施している場合に限りです。
- ・理学療法士等の60分の訪問は、2回/週まで可能となります。

- 新規利用時・退院時
 - 初回加算 300単位（負担額 1割 325円／2割 650円／3割 976円）
 - 退院時共同指導加算 600単位（負担額 1割 650円／2割 1,300円／3割 1,951円）
- サービス提供体制強化加算
 - 看護師による訪問 1回につき3単位（負担額 1割 3円／2割 7円／3割 10円）
 - 理学療法士による訪問 40分 6単位（負担額1割 7円／2割 13円／3割 20円）
 - 60分 9単位（負担額1割 10円／2割 20円／3割 30円）
- 特別な管理を要する方（月1回）
 - 特別管理加算（Ⅰ） 500単位（負担額1割 542円／ 2割 1,882円／3割 1,626円）
 - * 留置カテーテル、気管切開、気管カニューレ、悪性腫瘍の一部の方等
 - 特別管理加算（Ⅱ） 250単位（負担額 1割 271円 /2割 452円／3割 813円）
 - * 在宅酸素、中心静脈栄養、成分経管栄養、自己導尿、人工呼吸器、褥瘡、点滴、人工腹膜灌流、血液透析、疼痛管理、肺高血圧症の一部の方等
- その他加算

早朝訪問 6～ 8時 夜間訪問 18～22時 深夜訪問 22～ 6時	利用料の25%割増 利用料の25%割増 利用料の50%割増（*）
複数名訪問看護 30分未満 複数名訪問看護 30分以上	254単位（負担額 1割275円／2割551円／3割826円） 402単位（負担額 1割436円／2割872円／3割1,307円）
長時間訪問看護（90分以上）	300単位（負担額 1割325円／2割650円／3割976円）

（*）早朝、夜間、深夜加算について

- ① ケアプランで計画された時間外訪問の場合
 - ② 緊急時訪問看護加算を希望されていない方の緊急時、時間外訪問の場合
 - ③ 緊急時訪問看護加算を希望されている方で1か月以内に2回目以降の緊急時時間外の場合
以上①～③に当てはまる場合は、加算対象
- ターミナルケアを行った場合（在宅で死亡した日および前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合）
 - ターミナルケア加算 2,000単位（負担額 1割 2,168円／2割 4,336円／3割 6,504円）
 - * エンゼルケア（ご希望により死後の処置を行った場合、自費 15,000円＋消費税）
 - 緊急時の電話対応を希望する場合
 - 緊急時訪問看護加算 574単位（負担額 1割 622円／2割 1,244円／3割 1,867円）

《医療保険対象の方》

医療保険による訪問看護の場合は、一部負担割合により負担額が異なります。また、受給の種類によっては公費負担が適応となり、負担が軽減される場合があります。

基本利用料金	週3日まで	週4日以降
基本療養費Ⅰ	総 額 5,550円 1割 555円 3割 1,665円	総 額 6,550円 1割 655円 3割 1,965円
基本療養費Ⅱ (高齢者サービス付住宅等の施設への訪問) (同一日に2人)	総 額 5,550円 1割 555円 3割 1,665円	総 額 6,550円 1割 655円 3割 1,965円
基本療養費Ⅱ (高齢者サービス付住宅等施設への訪問) (同一日に3人以上)	総 額 2,780円 1割 278円 3割 834円	総 額 3,280円 1割 328円 3割 984円
基本療養費Ⅲ (在宅療養に備えた試験外泊時)	総 額 8,500円 1割 850円 3割 2,550円	
訪問看護療養管理費	月の初日 7,440円 1割 744円 3割 2,232円	2日目以降 3,000円 1割 300円 3割 900円

■ その他加算

難病等複数回訪問加算 (厚生労働大臣の定める状態)	1日2回 週7日まで 4,500円 1割 450円 3割 1,350円 1日3回以上 週7日まで 8,000円 1割 800円 3割 2,400円
早朝訪問 6～8時 夜間訪問 18～22時	2,100円 1割 210円 3割 630円
深夜訪問 22～6時	4,200円 1割 420円 3割 1,260円

長時間訪問看護加算	5,200円/日 1割 520円 3割 1,560円
-----------	----------------------------------

■ その他の利用料について

長時間訪問看護加算を算定しない日において、1回の訪問が90分を超えた場合は、当ステーションの定める額の実費をいただく場合があります。

【例】90分を超えた場合、以降30分ごとに4,950円（税込）を加算。

※事前にご本人またはご家族の同意を得た場合に限りします。

■ 精神科

基本利用料金	週3日まで	週4日以降
精神科基本療養費Ⅰ	30分未満 4,250円	30分未満 5,100円
	1割 425円	1割 510円
	3割 1,275円	3割 1,530円
	30分以上 5,550円	30分以上 6,550円
	1割 555円	1割 655円
	3割 1,665円	3割 1,965円

■ 特別な管理を要する方（月1回）

特別管理加算（Ⅰ） 5,000円 （負担額 1割 500円/ 3割 1,500円）

留置カテーテル、気管切開、気管カニューレ、悪性腫瘍の一部の方等

特別管理加算（Ⅱ） 2,500円 （負担額 1割 250円/ 3割 750円）

在宅酸素、中心静脈栄養、成分経管栄養、自己導尿、人工呼吸器、褥瘡、点滴、人工腹膜灌流、血液透析、疼痛管理、肺高血圧症の一部の方等

■ 緊急時の電話対応を希望する場合

24時間対応体制加算 6,400円 （負担額 1割 640円/ 3割 1,920円）

■ 退院日に在宅において療養上必要な指導を行った場合

退院支援指導加算 8,000円 （負担額 1割 800円/3割 2,400円）

■ ターミナルケアを行った場合

訪問看護ターミナルケア療養費 25,000円 （負担額 1割 2,500円/3割 7,500円）

《その他の費用》

■ 訪問看護指示を病院(診療所)に発行してもらった場合

訪問看護指示料 300点(負担額 1割300円/3割 900円)

特別訪問看護指示加算 100点(負担額 1割100円/3割 300円)

* 指示書を発行してもらった月にかかりつけの病院(診療所)にお支払となります。

交 通 費	利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、運営規程の定めに基づき、交通費の実費を請求いたします。 ① 事業所から片道20キロメートル以上 300円
キャンセル料	・病状の急変や急な入院等の場合には、請求いたしません。 ・サービスの利用をキャンセルされる場合、キャンセルの連絡をいただいた時間に応じて、下記の通りキャンセル料を請求させていただきます。 ③ 前日の営業時間までのご連絡の場合 キャンセル料は不要 ④ 前日の営業時間以後ご連絡の場合 1提供当りの料金（保険請求額）

6 提供するサービス利用料の請求及び支払い方法

毎月 15 日までに前月分の請求書をお渡しします。お支払いは銀行又は郵便局の口座自動引き落としとお振込みを選択して頂きます。引き落とし日は利用月の翌月の 20 日（休業日の場合は翌日）となります。

※利用開始の時期により金融機関への口座登録が行えなかった場合は、初回月の利用料をその翌月の利用料と合わせて引き落としさせていただきます。

- ※ 利用料およびその他費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から3ヶ月以上遅延し、さらに支払いの督促から30日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただきます。
- ※ 利用者のお住まいで、サービスを提供するために使用する水道・ガス・電気等の費用は利用者のご負担となります。
- ※ 2024 年 8 月より、請求書・領収書は、メールでの発行とさせていただきます。郵送による明細をご希望の場合は、別途、有料にて送付いたします（1通あたり月額200円税込；年一括8月徴収または、サービス開始月から7月までの徴収）。なお、メール送信に切り替えた場合は、それ以降の金額は返金させていただきます。サービス終了の場合は、最終月に返金させていただきます。

7 秘密の保持と個人情報の保護

- ① 事業者及び従業者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。
- ② 秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。
- ③ 事業者は、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者及びその家族の個人情報を用いません。

8 緊急時の対応方法

サービス提供中に利用者に病状の急変が生じた場合やその他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

主治医	医療機関名		主治医名	
	住所	〒 —		
	電話			
家族等	氏名	(続柄)		
	住所	〒 —		
	電話	(自宅電話)	(携帯電話)	

9 事故発生時の対応方法

利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。ただし、事業者は自己の責に帰すべき理由がなかった場合はこの限りではありません。なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名:公益財団法人 日本訪問看護財団

保 険 名:あんしん総合保険制度

保障の概要:ステーション賠償責任保険

10 身分証携行義務

従業者は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者又はその家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

11 心身の状況の把握

訪問看護サービスの提供にあたっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

12 居宅介護支援事業者等との連携

- ① 指定訪問看護の提供にあたり、居宅介護支援事業者及び保健医療サービス又は福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- ② サービス提供の開始に際し、作成する「訪問看護計画」「サービス提供の記録」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- ③ サービスの内容が変更された場合又はサービス提供契約が終了した場合は、その内容を速やかに居宅介護支援事業者に連絡します。

13 サービス提供の記録

- ① 指定訪問看護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録はサービス提供終了の日から5年間保存します。
- ② 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

14 衛生管理等

- ① 従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- ② 指定訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

15 虐待の防止

事業者は利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 介護相談員を受入れます。
- (5) サービス提供中に、職員又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

16 ハラスメントの防止

利用者の禁止事項

ご利用者様およびその関係者は、サービス従事者に対して以下の行為を行ってはなりません。

- ① つねる、たたく、殴るなど身体に向けられた暴力行為
- ② 怒鳴る、脅す、威圧するなどにより精神的圧力を加える行為
- ③ 体を触る、触らせる、または卑猥な言動などのセクシャルハラスメント行為
- ④ 誹謗中傷、差別、その他業務と関係ない人格への干渉・攻撃
- ⑤ 計画書にないサービスや、業務外の私的労働を強要する行為
- ⑥ 金銭や飲食物の授受を強要する行為
- ⑦ その他、サービス従事者が平穏に業務を行うことを困難にさせる一切の行為

禁止行為への対応

上記禁止行為が認められた場合、当事業所は以下の対応を行うことがあります。ご利用者様は、これにあらかじめ同意いただくものとします。

- ① ご家族への報告および状況説明
- ② 担当従業者の交代、複数名体制による訪問への切り替え
- ③ 主治医・保険者・警察等、関係機関への情報提供と対応協議
- ④ 訪問看護サービスの一時停止または契約解除

17 サービス提供に関する相談、苦情

(1) 苦情処理の体制及び手順

事業者は、指定訪問看護の提供に係る利用者及びその家族からの相談や苦情に敏速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとします。当事業所における相談や苦情は以下の専用窓口で受け付けます。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

リハビリ訪問看護ステーション蓄 苦情受付 担当者:梶家 慎吾	所 在 地:神戸市兵庫区西上橋通 1-1-23-101 電話番号:080-8315-6588
神戸市保健福祉局 介護指導課	電話番号:078-322-6326 平日 8:45~12:00 13:00~17:30
兵庫県国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情相談窓口	電話番号:078-332-5617 平日 8:45~17:15
神戸市消費生活センター (契約についてのご相談)	電話番号:078-371-1221 平日 8:45~17:30

18 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年	月	日
-----------------	---	---	---

上記内容について、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生労働省令第 37 号）」第 8 条の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

事業者	所在地	兵庫県神戸市兵庫区西上橋通 1 丁目 1-23-101
	法人名	株式会社 Steps
	代表者名	木澤 清行
	事業所名	リハビリ訪問看護ステーション蓄
	説明者氏名	

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者又は 契約者	住所	
	氏名	

代理人	住所	
	氏名	(続柄)